

愛媛県耐震改修促進計画

平成19年3月

目次

第1 基本方針	P1
1 目的		
2 予防対策の推進		
3 応急対策の推進		
第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等	P1
1 活断層による地震		
2 東南海・南海地震		
3 想定される被害の状況		
第3 耐震化の現状・目標	P3
1 現状		
2 目標の設定		
第4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策.....		P5
1 建築物の所有者等、県、市町の役割等		
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策		
3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備		
4 地震時の総合的な安全対策に関する事項		
5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項		
6 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策		
第5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	P8
1 地震ハザードマップについて		
2 相談体制の整備及び情報提供について		
3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導		
4 自主防災組織等との連携		
第6 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁等との連携	P8
1 耐震改修促進法による指導等について		
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施		

第7 その他必要な事項	P9
第8 実施期間	P11
第9 計画の見直し	P11
【資料編】	P13
1、緊急輸送道路について		
2、想定される地震の規模 想定される被害の状況等 （「愛媛県地震被害想定調査」(平成14年3月)より)		
3、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)(抜粋)		
4、「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」(平成7年政令第429号)(抜粋)		
5、「愛媛県防災対策基本条例」(平成18年条例第58号)(抜粋)		
6、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)(抜粋)		
7、「建築基準法施行令」(昭和25年政令第338号)(抜粋)		

第1 基本方針

1 目的

愛媛県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）は、「愛媛県防災対策基本条例」（平成18年条例第58号、以下「条例」という。）、「愛媛県地域防災計画」及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に基づき、地震災害に対する予防対策及び地震発生時における応急対策の促進を目的とする。

（1）予防対策

県内の建築物の耐震性能を確保するため、耐震性能の把握を目的とした耐震診断と、その結果に基づく耐震改修を促進することによって、耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して県民の生命、財産の保護を図る。

（2）応急対策

被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、県民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制を整備することを目的とする。

2 予防対策の推進

重点的に耐震化を図る建築物は次のものとし、法の積極的運用及び「住宅・建築物耐震改修等事業」等の活用により推進を図るものとする。

（1）昭和56年5月31日以前に建築確認された住宅（ただし、建築確認不要の住宅にあつては、昭和56年5月31日以前に着工されたもの）

（2）法第6条の規定による用途・規模等に該当する建築物（以下、「多数の者が利用する建築物等」という。）で、昭和56年5月31日以前に建築確認されたもの（以下、「特定建築物」という。）

3 応急対策の推進

応急対策は、「県計画」に定めるもののほか、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアルに基づき県、市町及び「愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会」（以下「協議会」という。）が迅速かつ的確に実施するものとする。

第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等

愛媛県は四国の北西部に位置し、瀬戸内海（燧灘、安芸灘、伊予灘）と宇和海に接している。大小200あまりの島が点在し、東西を走る中央構造線を境に、北部に平野が、南部に四国山地が連なる地域である。愛媛県地域防災計画（平成17年度修正）では、中央構造線活断層及び南海トラフを震源とする地震が想定されており、概要は次のとおりである。

1 活断層による地震

活断層は、過去数十万年に活動した履歴のある断層のことで、将来再び活動する可能性のある断層である。中央構造線活断層は四国だけでも延長190kmに達する長大な活断層であることから、いくつかの区間（セグメント）に分割し、愛媛県における活断層の分布状況や地震履歴を勘案し、愛媛県に大きな被害を与えうる可能性のある想定地震が設定されている。

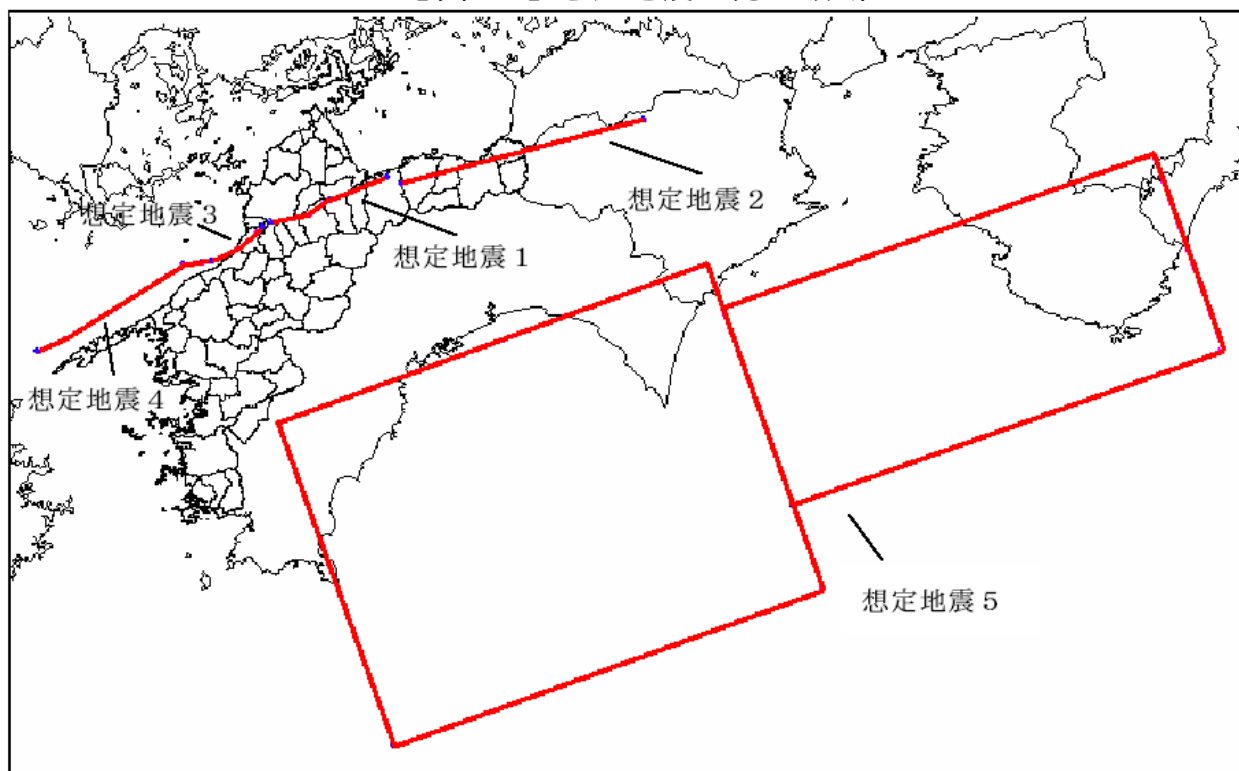
2 東南海・南海地震

南海地震は、史料によれば100年から150年間隔で発生している地震であり、既往の最大規模の地震としては、宝永地震(1707)と安政南海地震(1854)のマグニチュード8.4があげられる。想定地震は、【表2-1】及び【図2-1】のとおりである。

【表2-1】想定地震

名称	内容	マグニチュード	地震動
想定地震1	川上・小松断層区間が活動して発生する地震	7.6	松山平野、新居浜平野を中心に、松山市・西条市など県内8市町の地域で震度6強。全県的に震度4以上の地域が分布。
想定地震2	石鎚 - 池田・三野断層区間が活動して発生する地震	8.0	県東部を中心に、新居浜市・西条市など県内4市の区域で震度6強。全県的に震度4以上の地域が分布。
想定地震3	伊予断層が活動して発生する地震	7.1	松山平野を中心に、松山市・伊予市など県内7市町の地域で震度6強。全県的に震度4以上の地域が分布。
想定地震4	伊予灘沖海底活断層が活動して発生する地震	7.8	伊予灘沿岸を中心に、大洲市・伊予市など県内6市町の地域で震度6強。全県的に震度4以上の地域が分布。
想定地震5	安政南海地震(1854)	8.4	全県で震度5弱以上、県内約6%の地域で震度6弱の地域が分布。

【図2-1】想定地震の発生領域



3 想定される被害の状況

想定地震の揺れによって想定される建築物の被害については、地域防災計画において被害想定（「愛媛県地震被害想定調査」（平成14年3月））が示されている。（【表2-2】のとおり）

【表2-2】建築物被害想定結果の概要（県内合計）

想定地震		想定地震1	想定地震2	想定地震3	想定地震4	想定地震5	
建築物 被害 (棟)	揺れ	全壊	58,224	39,227	26,320	20,140	74,291
		半壊	168,411	133,729	125,071	134,275	206,842
		合計	226,635	172,956	151,391	154,415	281,133
	液状化	全壊	2,491	2,204	1,839	1,834	2,202
		半壊	4,609	4,047	3,418	3,379	4,116
		合計	7,100	6,251	5,257	5,213	6,318
合計		233,735	179,207	156,648	159,628	287,451	

第3 耐震化の現状・目標

1 現状

(1) 住宅

平成15年住宅・土地統計調査によると、愛媛県内における住宅の耐震化の状況は【表3-1】のとおり、居住世帯のある住宅約55万7千戸のうち、昭和55年以前に建設された住宅は約25万3千戸である。

これらの住宅について、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、約67.4%と、全国平均（約75%）を下回る水準となっている。

【表3-1】住宅の耐震化の推計（平成15年度末）

区分	昭和56年 以降の住宅	昭和55年以前の 住宅	住宅数 (+)	耐震性有 住宅数 (+)	現状の 耐震化率 (%) /
		うち耐震性 有			
木造戸建	165,900	199,100	365,000	195,880	53.7%
		29,980			
共同 住宅等	137,500	54,600	192,100	179,420	93.4%
		41,920			
合計	303,400	253,700	557,100	375,300	67.4%
		71,900			

* 「共同住宅等」 = 木造戸建住宅以外の住宅（長屋、共同住宅、木造以外の戸建住宅等）

* 平成15年住宅・土地統計調査による。いずれも、居住世帯のある住宅戸数。

(2) 多数の者が利用する建築物等

建築物の状況調査結果によると、愛媛県内における法第6条第1号、第2号に規定される多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は、【表3-2】及び

【表3-3】のとおりであり、耐震化率は60.4%と全国平均の約75%を下回っている。なお、特定建築物は県内で2,969棟あるが、そのうち耐震性があるとされる建築物は325棟で、1割程度に過ぎない。

【表3-2】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状

区分	昭和56年6月以降の建築物棟数	昭和56年5月以前の建築物棟数		建築物数棟数 (+)	耐震性有建築物棟数 (+)	現状の耐震化率 (%) /
		うち耐震性有				
法第6条第1号	3,452	2,675	325	6,127	3,777	61.6
法第6条第2号	264	294	0	558	264	47.3
合計	3,716	2,969	325	6,685	4,041	60.4

【表3-3】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（所有者別）

区分	昭和56年6月以降の建築物棟数	昭和56年5月以前の建築物棟数		建築物棟数 (+)	耐震性有建築物棟数 (+)	現状の耐震化率 (%) /
		うち耐震性有				
公共	1,058	1,263	215	2,321	1,273	54.8
民間	2,658	1,706	110	4,364	2,768	63.4
合計	3,716	2,969	325	6,685	4,041	60.4

2 目標の設定

住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化率における目標は、【表3-4】のとおりとする。

住宅の耐震化率については、将来の既存住宅の滅失及び新規住宅建設の推移や耐震診断結果及び耐震改修実績による既存住宅の耐震性能確保戸数の推計、また、耐震改修実績から推計する今後の施策効果等を踏まえ、現状の耐震化率67.4%を平成27年度末には80%とすることを目標とする。（「愛媛県住宅マスタープラン（愛媛県住生活基本計画）」（平成19年3月策定）による）

また、法第6条第1号に規定する多数の者が利用する建築物等については、現状の耐震化率61.6%を平成27年度末には80%とすることを目標とする。

これらの目標の達成には、耐震改修、改築、除却等の方法により耐震化の推進が望まれる。耐震性の無い住宅については各年度千戸程度、特定建築物につ

いては各年度120棟程度の耐震化を図ることが必要となる。

特に、法第6条第1号に規定する規模に該当する多数の者が利用する建築物等のうち、学校、病院、庁舎等については、地震災害が発生した場合において避難場所になるなど、防災上重要な公共的建築物であることから、耐震化の目標を【表3-5】の1から3のとおりとし、耐震化を推進するものとする。

なお、公営住宅についても、愛媛県住宅マスタープラン(愛媛県住生活基本計画)を踏まえ、耐震化の目標を【表3-5】の4のとおりとし、耐震化を推進する。

【表3-4】住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化の目標

区分	現状 (平成15年度末)	耐震化の目標 (平成27年度末)
住宅 総数	557,100 戸	579,600 戸
うち耐震性有	375,300 戸(67.4%)	463,900 戸(80%)
うち耐震性無 (未確認を含む)	181,800 戸(32.6%)	115,700 戸(20%)
区分	現状 (平成17年度末)	耐震化の目標 (平成27年度末)
法第6条第1号 総数	6,127 棟	6,200 棟
うち耐震性有	3,777 棟(61.6%)	4,960 棟(80%)
うち耐震性無 (未確認を含む)	2,350 棟(38.4%)	1,240 棟(20%)

【表3-5】各用途別公共的建築物の耐震化の目標(棟ベース)

施設名	現況(平成17年度末)	目標(平成27年度末)
1 学校	45.2%	80%
2 病院	60.5%	80%
3 庁舎、公益上必要な建築物	53.2%	80%
4 公営住宅	80.1%	90%

第4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 建築物の所有者等、県、市町の役割等

建築物の所有者等、県、市町の役割等については、条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

* 愛媛県防災対策基本条例：【資料編】5

(1) 住宅・建築物の所有者等(所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。)の役割

住宅・建築物の耐震化は、倒壊した場合にその居住者のみならず周囲の敷地及び沿道にも被害をもたらす危険性を取り除く地域防災対策であり、まずは住宅・建築物の所有者等が、それを自らの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠である。

(2) 県の役割

県は、住宅・建築物の所有者等の取組みや市町の取組みを支援するため、耐震診断、耐震改修を行いやすい環境整備等を行う。また県、市町、社団法人愛媛県建築士会、社団法人愛媛県建築士事務所協会、社団法人建設業協会（以下「建築関係団体」という。）でつくる「協議会」において、地震災害に対する予防対策及び応急対策の推進を図る。加えて、県が管理する施設について、自ら耐震性の確保に努めることとする。

(3) 市町の役割

市町は、住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の計画的な耐震化を推進するため、市町耐震改修促進計画（以下、「市町計画」という。）に、地域の実情に応じた施策を定めることとする。また、自主防災組織や地域住民と連携した取組みの展開が期待される。加えて、市町が管理する施設について、自ら耐震性の確保に努めることとする。

(4) 県、市町及び協議会の連携

協議会の構成員である県、市町及び建築関係団体は、「県計画」の実施にあたっては、連絡調整を図りながら協力して効果的な推進を図るものとする。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 住宅の耐震化の促進について

- ・ 市町は、国庫補助事業等（「住宅・建築物耐震改修等事業」及び「地域住宅交付金」など）を活用して、耐震診断等に対する助成を行い、住宅の耐震化を推進する。
- ・ 県は、既存住宅の耐震診断等の普及を図るため建築関係団体等と協力し毎年講習会を開催し、耐震診断技術者の育成を図るとともに、県内500事務所程度を目標に、耐震診断事務所の登録を行う。
- ・ 県及び協議会は、市町が「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づく「木造住宅耐震診断事業」等を実施する場合、技術的な支援を行う。
- ・ 協議会は常に「住宅・建築物耐震改修等事業」等の活用が可能となるよう「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」の見直しを行う。
- ・ 県は老朽木造住宅に対して、地域材を利用した木造住宅の建設・購入資金に対し利子補給を行い、住宅の耐震化を推進する。

(2) 建築物の耐震化の促進について

- ・ 法第2条第3項に規定する所管行政庁（以下「所管行政庁」という。）は、法に基づき、所管する特定建築物に対する耐震診断・改修の現状の把握及び指導等を行う。
- ・ 県及び市町は、「県計画」及び「市町計画」に位置付けられた特定建築物について、「住宅・建築物耐震改修等事業」等を活用し、耐震化を促進する。
- ・ 県は、既存建築物の耐震診断等の普及を図るため建築関係団体等と協力し、講習会を開催するなど、耐震診断技術者等の育成を図る。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 愛媛県住宅リフォーム支援事業

県は、（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター、金融機関、リフォーム事業者と連携し、県民の円滑な住宅リフォームを支援するため、県の定める

条件を満たしている事業者を登録・紹介する「リフォーム事業者登録事業」、この登録事業者を使って工事を行う際の資金について、優遇措置を講じる金融機関を紹介する「リフォーム融資紹介事業」、及び「リフォーム相談・情報提供サービス」の3つの事業を柱とする「住宅リフォーム支援事業」を実施する。

(2) 暮らしと住まいフェア開催事業

県は、安全で快適な生活ができる住まいづくりを進め、良質なストックの形成や良好な住環境の整備を図ることを目的に、住宅に関する情報提供や啓発を内容とした「暮らしと住まいフェア」を開催する。

4 地震時の総合的な安全対策に関する事項

(1) 窓ガラス・天井・外壁等落下危険物等の飛散・落下防止

県及び市町は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス・落下危険物等の飛散・落下、天井崩落の危険性のある建築物の所有者等に対し、事故の防止及び安全対策等を周知、指導する。(参考：条例第10条第2項)

(2) ブロック塀の倒壊防止

地震によりブロック塀が崩壊した場合、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動に支障が出る可能性があることから、県及び市町は、ブロック塀の設置者又は管理者に対し、安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法等について周知、指導する。(参考：条例第10条第3項)

(3) エレベーターの閉じ込め防止

建築基準法第2条に規定する特定行政庁(以下「特定行政庁」という。)は、建築基準法によるエレベーターの定期調査報告の機会等をとらえ、現行基準に適合しないエレベーターについては、地震時のリスク等を建築物の所有者等に周知し、耐震安全性の確保を指導すると共に、地震の初期微動(P波)を感知して最寄りの階に停止する装置の導入促進に取り組む。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

法第5条第3項第1号に基づく「建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路」として、「愛媛県地域防災計画」に位置付けられた一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を指定し、沿道の建築物の耐震化を推進する。(目標年度：平成27年度)

* 緊急輸送道路：【資料編】1

6 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅・建築物の被害を防止するため、安全な場所への移転や、造成された宅地の崩壊防止対策を推進する。

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業

市町は、危険ながけ付近に建築された住宅の所有者等に対し、「がけ地近接等危険住宅移転事業(国庫補助事業)」の周知・啓発を行い、移転等を促進する。

(2) 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

大規模地震等により宅地が被害を受け、緊急輸送道路を閉塞させるなどの土

砂災害を起すおそれが認められる場合は、「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業」の活用を検討する。

第5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップについて

愛媛県では、想定できる地震が発生した場合の人的被害や建物倒壊被害、火災被害などについて予測を行い、地震による地域の危険性を事前に把握するとともに、今後の防災対策の推進に反映させることを目的に、「愛媛県地震被害想定調査」が行われ、想定地震動による想定震度分布図などがインターネットによって公開されている。

(<http://www.pref.ehime.jp/030kenminkankyou/150kikikanri/00004613040329/jisinhigaisoutei.html>)

2 相談体制の整備及び情報提供について

(1) 法の普及・啓発

県及び市町は、建築技術者や建築物の所有者等に対し、法の周知に努めるとともに、既存建築物の耐震診断と改修に関する普及・啓発に努めることとする。

(2) 相談窓口の設置

県及び市町は、既存建築物の耐震診断と改修について、県民に正しい情報を提供するため、相談窓口を開設することとする。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

県は、愛媛県住宅リフォーム支援事業を推進するとともに、暮らしと住まいフェアを開催し、リフォーム相談の機会などを活用し、リフォーム時における耐震改修の誘導に努める。

4 自主防災組織等との連携

県及び市町は、建築物防災週間等の機会を活用し、自主防災組織や住民等に対する周知、啓発及び連携に努める。

第6 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁等との連携

1 耐震改修促進法による指導等について

(1) 特定建築物に関する指導・助言

所管行政庁は、特定建築物の所有者等に、パンフレットの配布、インターネットによる情報発信等により、特定建築物の基準を示して周知するとともに、耐震診断、耐震改修の必要性に関する啓発を行い、これらの対策を行うよう指導する。

あわせて、対策の実施方法について、相談窓口等で相談に応じる方法で助言を行う。

(2) 特定建築物に関する指示

所管行政庁は、法第7条第2項に規定する建築物の所有者等に対し、状況に応じ法第7条第4項に基づく安全性に関する報告の請求及び立入検査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ耐震診断を行うよう指示を行う。

また、耐震診断の結果、十分な耐震性が確保されていない場合については、耐震改修を行うよう指示を行う。

指示の方法は、原則として口頭による耐震診断、耐震改修の実施の指示を行う。これに対し、実施を促しても相当期間協力が得られない場合、実施すべき事項を明示した文書を交付する。

(3) 指示に従わない場合の公表

所管行政庁は、特定建築物の所有者が耐震診断や耐震改修の指示に従わない場合、当該所有者に対し事情聴取を行う。これにより、正当な理由がないと判断された場合、法第7条第3項に基づき、指示に従わない旨の公表を行うことを当該所有者に通知し、公表することが妥当と判断された場合、所管行政庁のホームページ等で公表を行う。

この場合の正当な理由とは、除却や用途廃止の計画がある場合や、耐震診断・耐震改修の実実施計画が策定され計画的な実施が見込まれる場合等、やむを得ないと認められる場合とし、当該実施計画等を検討し判断する。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

特定行政庁は、所管行政庁が法第7条第3項に基づく公表を行ったにも関わらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合で、かつ建築物の敷地及び構造耐力上主要な部分がそのまま放置すれば著しく保安上危険となるの認められる場合については、建築基準法第10条の規定に基づく勧告及び命令等の措置を行う。

第7 その他必要な事項

1 市町が定める耐震改修促進計画に関する事項

市町は、法第5条第7項の規定により、市町計画の策定に努めることとなっているが、住宅・建築物の計画的な耐震化を図る上では、市町計画の策定が必要である。このため県は、市町による市町計画の早期策定を促進するため、助言や情報提供等の支援を行うこととする。

市町には、平成18年1月25日国土交通省告示第184号「国の基本方針」及び県計画を勘案し、地域固有の状況を配慮し、平成17年3月に中央防災会議において決定された地震防災戦略を踏まえ、下記の内容等を勘案した市町計画を策定することが望まれる。

- (1) 住宅及び特定建築物の耐震化目標の設定
- (2) 地震防災マップの作成
- (3) 自主防災組織等を活用した地域住民との連携による啓発活動等
- (4) 県計画と連携した緊急輸送道路及び市町地域防災計画を踏まえた避難路等の指定

2 「被災建築物応急危険度判定」の実施計画

(1) 目的

地震により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(2) 定義

この実施計画において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊，部材の落下等から生じる二次災害を防止し，住民の安全の確保を図るため，建築物の被害の状況を調査し，危険度の判定，表示等を行うことをいう。

応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

前項の判定業務に従事する者として，各都道府県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱に基づき知事の認定を受けた者をいう。

応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり，判定実施本部，判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関係団体等に属する者をいう。

(3) 震前対策

市町は，判定の的確な実施を図るため、実施計画、判定実施本部業務マニュアルにおいて次の事項を定めるものとする。

(イ) 判定実施の決定

(ロ) 判定実施本部の設置

(ハ) 判定の実施に関する県との連絡調整等

(ニ) 判定対象区域，対象建築物の決定等の基準

(ホ) 応急危険度判定士，応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の確保，判定の実施体制等

(ヘ) 県に対する支援要請に関する事項

(ト) 判定士等の判定区域までの移動方法，宿泊場所の設定その他必要な事項

(チ) 判定資機材の調達，備蓄

(リ) その他必要な事項

県は，市町が地域防災計画を踏まえて震前に計画する判定に関する事項について，必要な助言をすることができる。

県は，的確な支援が行えるよう，市町があらかじめ定めた事項について取りまとめておくものとする。

県は、建築関係団体と協力して，判定士等の養成を行うものとする。

県は，市町と協力して，所定の判定用資機材を備蓄するものとする。

(4) 判定実施の事前準備

市町は，あらかじめ想定される地震の規模，建築物の被害等を推定し，優先的に判定を実施する施設，区域及び判定対象建築物の基準を整備しておくものとする。

市町は判定実施本部の体制について，また，県は判定支援本部の体制について，あらかじめ整備しておくものとする。

(5) 判定の実施

市町は，地震により多くの建築物が被害を受け，必要があると判断した時は判定の実施を決定し，直ちに判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

市町は，判定の実施のための支援を県に要請することができる。

県は、市町から支援の要請があったときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うものとする。

県及び市町は、判定の実施を決定した場合は、建築関係団体等の協力を得て必要な判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、当該市町に代わってこれを調達するものとする。

(6) 県と市町間の連絡調整等

市町は、判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに報告するものとする。

判定実施本部は、県が判定支援本部を設置したときは、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

(7) 国及び他都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

県は、県内の地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国土交通大臣及び広域支援本部、他都道府県知事に対し、必要な支援を要請するものとする。

県は、国土交通大臣及び広域支援本部、他都道府県知事から判定に対する支援要請があった場合は、支障のない限り必要な支援に努めるものとする。

(8) その他

県及び市町と建築関係団体等は、協議会を通じ情報交換を行い、判定実施に際し円滑な運用が図れるよう努めるものとする。

県は、この実施計画が市町の実施計画制定等の目安となるよう、常に見直し、必要に応じて改正するものとする。

この実施計画の施行に関し必要な事項は、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアル等に定める。

第8 実施期間

平成19年度から4か年を重点実施期間とし、進捗状況を勘案しながら継続して実施するものとする。

第9 計画の見直し

県計画は随時、耐震化の状況や目標、施策などを見直すこととする。また、重点実施期間経過後は、計画の実施状況等に関する評価を行い、必要に応じて見直すこととする。

附則

この計画は、平成19年3月27日から施行する。

なお、「愛媛県既存建築物耐震改修促進計画」（平成9年4月1日制定）及び「愛媛県既存建築物耐震改修促進実施計画」（平成9年4月1日制定）については、平成19年3月26日をもって廃止する。